

薬事分科会における寄附金・契約金等受取（割当て）額申告書

企業（製造販売業者及び競合企業）からの寄附金・契約金等の受取（割当て）について、下記の記入要領に基づき受取（割当て）額を把握のうえ、別紙FAX回答表の該当部分にご記入いただき返送方よろしくをお願いします。

平成24年8月2日 開催予定の医薬品等安全対策部会での審議事項に関する品目及び企業
議題1 一般用医薬品のリスク区分について
イブプロフェンのリスク区分について

影響を受ける企業	エスエス製薬株式会社
影響を受ける企業	大正製薬株式会社
影響を受ける企業	武田薬品工業株式会社

（記 入 要 領）

1. 委員等（家族を含む）に対する「寄附金・契約金等」には、コンサルタント料・指導料、特許権・特許権使用料・商標権による報酬、講演・原稿執筆その他これに類する行為による報酬、委員が実質的に用途を決定し得る寄附金・研究契約金（実際に割り当てられた額とする。なお、教育研究の奨励を目的として大学等に寄附されるいわゆる奨学寄附金も含む。）を含む。
なお、
 - ①当該年度においては、保有している当該企業の株式の株式価値（申告時点）も金額の計算に含めるものとする。
 - ②実質的に、委員個人宛の寄附金・契約金等とみなせる範囲を報告対象とし、本人名義であっても学部長あるいは施設長等の立場で、学部や施設などの組織に対する寄附金・契約金等を受け取っていることが明確なものは除く。
 - ③最も受取額の多い年度について回答する。
2. 申告対象期間は、当該品目の審議が行われる審議会開催日の年度を含め過去3年度分とする。
3. 競合企業については、申請企業から申出があったものである。その妥当性については部会等において検討することとなるので、変更があり得ることについてご承知おき願いたい。